令和７年度前橋市私道整備事業補助金交付要項

　　　　令和７年４月１日から

令和８年３月３１日まで適用

|  |
| --- |
| 取扱担当課  前橋市役所道路建設課（８階）  電話　０２７－８９８－６８０２（直通）  　　 　　　　　　　　０２７－２２４－１１１１（内線３８０３）  電子メールアドレス　dourokensetsu@city.maebashi.gunma.jp |

私道整備事業補助金の交付目的、内容、交付手続等は、次のとおりです。

|  |  |
| --- | --- |
| 交付目的 | 私道の権利者及び隣接者に対して、不特定多数の住民が利用する私道の整備にかかる経費を補助することにより、私道の整備を促進し、私道を利用する住民の生活環境の改善及び利便性の向上を図ります。 |
| 補助対象者 | 補助対象者は、次のすべてに該当するものとします。  １　私道の土地所有者又は私道を利用している隣接者  なお、補助対象者が複数の場合は代表者を定める必要があり、代表者は、交付手続き、工事業者との契約、工事などについて一切の責任者となります。  ２　市税に滞納のない方  ３　暴力団排除に関する要件  次に掲げる事項の全てに該当すること。  (1) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成３年法律第７７号）第２条第２号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）でないこと。  (2) 暴力団員（同法第２条第６号に規定する暴力団員をいう以下同じ。）でないこと。  (3) 暴力団員によりその事業活動を実質的に支配されている者でないこと。  (4) 暴力団員によりその事業活動に実質的に関与を受けている者でないこと。  (5) 自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図り、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしている者でないこと。  (6) 暴力団又は暴力団員に対して資金を提供し、又は便宜を供与するなど直接的又は積極的に暴力団の維持又は運営に協力し、又は関与している者でないこと。  (7) 暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれらを不当に利用している者でないこと。  (8) 暴力団員と密接な交友関係を有する者でないこと。 |
| 交付の対象  となる私道  及び工事費 | １　交付の対象となる私道  下記のいずれかに該当し、過去２０年間に本補助金の交付を受けたことがなく、整備の必要性が認められるもの。  　(1) 建築基準法第４２条の規定により、道路とみなされるもののうち、  　　常時一般交通の用に供されており、かつ、道路として１０年以上利用  　　されているもの。  　(2) 公道から公道へ通り抜けができるもので、幅員が１．８ｍ以上あ  　　り、かつ、道路として１０年以上利用されているもの。ただし、建築  　　基準法上の敷地延長によるものを除く。  (3) 上記以外で、通学路、公共施設への接続路、災害避難用通路等、市  　長が公共性・公益性が強いと認めたもの。  ２　交付の対象となる工事費  (1) 本体工事費  アスファルト舗装・縁石・境界ブロック・Ｌ型街きょ・三面側  溝・排水管きょ・既設舗装及び既設構造物の撤去に係る工事費  (2) 付帯工事費（本体工事と一体施工される場合に限ります）  区画線・区域外排水施設・特別な場合に施工する道路保護用の  小規模擁壁に係る工事費他、市が必要と認める工作物  注　道路の舗装構成は、舗装厚１９ｃｍ（路盤工１５ｃｍ、表層工４  ｃｍ）以上とします。  　　ただし、寄付を前提として工事する場合は、舗装厚２２ｃｍ（下  層路盤工１１ｃｍ、上層路盤工７ｃｍ、表層工 ４ｃｍの密粒アス  コン構造）以上とし、道路管理課と別途協議が必要になります。 |
| 交付金額 | 実施設計書を基に市が積算する金額と実施設計書を比較し、安価な方を補助基本額として下記の補助率を乗じて得た額とします。なお、補助金の交付は予算の範囲内とします。（＊補助金額の千円未満は切り捨てとします）  １　公道から公道へ通り抜けできる道路  　(1)前橋市に寄付しない場合　 ８０％  　(2)前橋市に寄付する場合　　 ４０％  ２　袋路状道路  　(1)前橋市に寄付しない場合　 ７０％  　(2)前橋市に寄付する場合　　 ３５％ |
| 交付条件 | １　事前相談を行い、交付条件に合致するか確認後、交付申請してくだ  さい。  ２　補助対象者を除く該当地の登記簿に記載されている権利を有する者がいる場合は、同意を受けてください。また、整備を行う私道に隣接する土地の所有者からも同意を受けてください。  ３　工事等依頼する業者は、補助金交付申請年度における前橋市建設  　工事競争入札参加資格者名簿に登録され、かつ市内業者（前橋市内に本店を有する者）から選定しなければなりません。  　　ただし、工事等の内容や性質により、市内業者では実施できない場合は、市外業者を選定することができます。  ４ 交付決定後でなければ工事着手することはできません。  ５ 補助の交付決定の内容やこれに付された条件に拘束され、これに  　従って事業を遂行しなければなりません。  ６　補助事業の遂行に関する報告及び実地調査に応じることを求めら  れた場合は、これに応じなければなりません。  ７　補助事業の遂行にかかる収入及び支出を明らかにした書類、帳簿  　等を事業終了後５年間保存し、提出を求められた場合は、これに応じ  　なければなりません。 |
| 交付申請の方法、時期 | １　補助対象者は、９月末日までに次の書類により申請してください。なお、押印は省略することが可能です。また、押印を省略した場合は、自署してください。（なお、誓約書及び私道整備同意書については各関係者による自署が必要となります。）  　(1) 交付申請書（様式第１号）  　(2) 事業計画書（様式第２号）  　 ・位置図、公図の写し  ・誓約書（様式第３号）  ・私道整備同意書（様式第４号）  ・排水設備施工同意書（農業用水路に新設される三面側溝から家庭  雑排水を流入させる場合に提出してください。）  　 ・補助対象者が市税に滞納のないことの証明書  （3）実施設計書  （4）図面類（平面図、縦断図、横断図、構造図、数量計算書）  ２ 交付申請書等の審査及び調査を行い、交付の可否、金額、条件等を  決定し、通知します。 |
| 交付申請の方法、時期 | ３　申請書類等の作成及び提出等を代理人に依頼する場合は、委任状を提出してください。  【注】  　　押印を省略した場合は、書類の真正性を担保するため、必要に応じ、電話等で確認を行う場合があります。  　交付決定を受けた補助対象者は、請負業者と工事請負契約を締結後、  次の書類を提出し補助事業を実施してください。  １　工事着手届出書（様式第７号）  ２　工事請負契約書の写し  ３　工程表 |
| 事業の実施  期間 | ３月の最終開庁日から起算して７日前までに完了してください。ただし、災害等により期限内に完了できない場合で、市長が特別に認めたものはこの限りではありません。 |
| 対象事業等  が、変更、  中止又は廃  止となった  場合の手続  き | １ 補助事業の内容を変更、又は中止しようとする場合は、変更、取り下げの手続が必要となります。  ２ 変更等を行う前に、変更内容を記載した書類を提出し、承認を受  　けなければなりません。 |
| 変更等承認  決定の時期  等 | 変更等承認申請書を受理した日から１４日以内に、承認の可否を決定し、通知します。 |
| 実績報告書  の提出 | １　補助事業の完了後、３０日以内かつ３月の最終開庁日から起算して７日前までに次の書類を提出してください。  　(1) 実績報告書（様式第１０号）  　 (2) 出来形管理総括表  (3) 工事工程毎及び着手前・完了後の工事写真  ２　書類提出後に完了検査を行い、確定した補助金額を確定通知書に  　より通知します。 |
| 補助金の取  り消し | １ 次の場合は、補助金の交付決定の一部が取り消されます。  (1) 完了検査において、実施設計書と比較し、出来形に不足が判明  したとき。  (2) 補完工事を命じられたが、応じなかったとき。  ２ 次の場合は、補助金の交付決定の全部又は一部が取り消されます。なお、補助金額確定通知書により補助金額の確定が通知された後においても摘要があります。  (1) 偽りその他不正の手段により補助金等の交付決定又は交付を  受けたとき。  (2) 補助金等を他の用途に使用したとき。  (3) その他補助金等の交付決定の内容及びこれに付した条件に違反し  　たとき又は市長の指示に従わなかったとき。 |
| 請求方法、支払時期等 | １　補助金額確定通知書の受領後、次の書類を提出してください。  　(1) 補助金交付請求書（様式第１３号）  　 (2) 請負業者が発行した領収書の写し等、請負業者への支払いを証明するもの  ２　上記書類受理後、３０日以内に支払います。 |
| 申請書等の  書式 | １　交付申請書（様式第１号）  ２ 事業計画書（様式第２号）  ３　誓約書（様式第３号の１、様式第３号の２）  ４　私道整備同意書（様式第４号）  ５　交付決定通知書（様式第５号）  ６　不交付決定通知書（様式第６号）  ７　工事着手届出書（様式第７号）  ８　変更等承認申請書（様式第８号）  ９　変更等承認通知書（様式第９号）  10　実績報告書（様式第１０号）  11　検査調書（様式第１１号）  12 補助金額確定通知書（様式第１２号）  13　補助金交付請求書（様式第１３号） |